

新たな指定製品の追加について（案）

～家庭用マルチエアコン～

平成 27 年 7 月 16 日
経済産業省製造産業局
化学物質管理課
オゾン層保護等推進室

1. 指定製品制度の運用について

指定製品制度の運用については、「改正フロン法における指定製品の対象と指定製品製造業者等の判断の基準について（中間取りまとめ）」（平成 26 年 8 月 29 日）及び「今後の指定製品制度の運用等について」（平成 26 年 12 月 19 日）にて整理したところ。

2. 指定製品の追加について

今般、「中間とりまとめ」時点において、下記の理由から今まで指定製品の対象とすることは妥当ではないと考えられていた「家庭用マルチエアコンディショナー」について、その課題が解決されたと考えられる。

＜指定製品の対象とすることは妥当でないと言われていた理由＞

○家庭用の分離型であって 1 の室外機に 2 以上を接続して用いる構造のもの（家庭用マルチエアコンディショナー）

（理由）シングルタイプよりも冷媒充填量が多いため、シングルタイプとは別途の微燃性冷媒使用に係る安全性評価の実施が必要で有り、平成 26 年 8 月時点では評価中（未了）。

（2012 年度出荷台数：44,794 台）

これを受けて、①指定製品への指定及び②目標値及び目標年度の設定を、以下のような考え方に基づき行いたいため審議する。

① 指定製品への指定

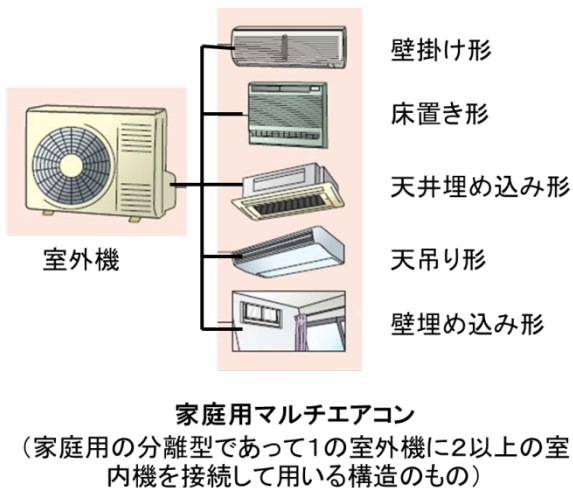
空調機器のうち、家庭用マルチエアコンディショナー（家庭用の分離型であって 1 の室外機に 2 以上を接続して用いる構造のもの。以下同じ。）については、資料 2（平成 26 年 12 月 19 日 産構審フロンWG 資料 2-2 と同じ※）のとおり、一般社団法人日本冷凍空調工業会・ミニスプリットリスクアセスメント SWG（I）が、機器自体に安全対策を施した上でリスクアセスメントを実施し、その後、公益社団法人日本冷凍空調学会（微燃性冷媒リスク

評価研究会)へ結果報告し了承を得た。このことを踏まえ、その所要の安全対策を具備した家庭用マルチエアコンディショナーに関して、指定製品の対象とすることとしたい。

※資料2は、「家庭用エアコンの床置形のリスク評価結果」であるが、本資料において、「家庭用エアコンの床置形」だけでなく、家庭用マルチエアコンディショナー(資料2中、「RACマルチ」と記載)についても、同様にリスクアセスメントが実施されており、問題がないことが確認済みである。

② 目標値及び目標年度の設定

家庭用マルチエアコンディショナーの目標値、目標年度については、その出荷台数が少なく、使用する部品等を相当転用可能であること等に鑑み、家庭用エアコンディショナーと同じ製品区分に属するものとし、その目標値、目標年度については家庭用エアコンディショナーと同じくGWP750、2018年としたい。



表：指定製品に関する目標値・目標年度

指定製品の区分	現在使用されている主な冷媒及びGWP	環境影響度の目標値	目標年度
家庭用エアコンディショナー (壁貫通型を除く)	R410A (2090) R32 (675)	750	2018
店舗・オフィス用エアコンディショナー (床置き型を除く)	R410A (2090)	750	2020
自動車用エアコンディショナー (乗用自動車(定員1人以上のもの)を除く) (トラック(乗員1人以上のもの)を除く)	R134a (1430)	150	2023
コンデンシングユニット及び定置式冷凍 冷蔵ユニット(圧縮機の定格出力が1.5kW以下のもの を除く)	R404A (3920) R410A (2090) R407C (1774) CO2 (1)	1500	2025
中央方式冷凍冷蔵機器(6万㎡以上の新設冷 凍冷蔵倉庫向けに出荷されるものに限る)	R22 (1810) R404A (3920) アンモニア (一桁)	100	2019
硬質ウレタンフォームを用いた断熱材 (現場免浴用のうち住宅建材用に限る)	HFC-245fa (1030) HFC-365mfc (795)	100	2020
専ら噴射剤のみを充填した噴霧器 (不燃性を要する用途のものを除く)	HFC-134a (1430) HFC-152a (124) CO2(1)、DME(1)	10	2019

図：新たに指定製品の対象となる機器のイメージ